

2年度の廃棄物の排出・処理量(速報値)などをお知らせします



ごみについての学び

市では、市民の皆さんにご協力いただき、廃棄物の分別・再資源化を進めています。2年度の燃やせるごみ・燃やせないごみ・粗大ごみ・有害ごみの収集量と容器包装プラスチックの回収量は、左表の通りとなりました。

引き続き、ごみ減量の取り組みにご協力をお願いします。

詳しくは、同課 ☎473・2117へ。

表 2年度廃棄物の排出量および処理量(単位:トン) 3年4月1日現在の速報値

廃棄物	2年度	前年度比	
燃やせるごみ※	2万422	57	0.3%
燃やせないごみ※・粗大ごみ※・有害ごみ	2,537	383	17.8%
資源ごみ(行政回収)うち容器包装プラスチック	7,327	426	6.2%
	1,724	△2	△0.1%
資源ごみ(集団回収)	2,561	△114	△4.3%
合計	3万2,847	752	2.3%
燃やせないごみ・粗大ごみ	435	59	15.7%
資源ごみ(行政回収、集団回収)	9,888	312	3.3%
合計	1万323	371	3.7%
最終処分場搬入量(エコセメント化)	2,794	102	3.8%

※持ち込みごみを含みます。

東久留米市スポーツ健康都市宣言を行います

市では、市民がスポーツに親しみ、スポーツを楽しむことを通じ、健康で活力に満ちた社会の実現を目指すことを表明すべく、「東久留米市スポーツ健康都市宣言」を行います。

日時 7月14日(水) 午後0時9分(予定)

場所 市役所1階屋内ひろば

観覧応募 東京2020オリンピック聖火リレーミニセレブレーションに引き続き実施するため、事前申込制(応募多数の場合は抽選)となり

0・7702へ。

住宅改修工事による固定資産税(家屋)の軽減制度について



新築家屋等に減額措置

既存の家屋に対して、次の①～③の住宅改修工事を行い、一定の要件を満たす場合、家屋の固定資産税を軽減する制度があります。適用を受けるためには、改修工事完了後、必要書類をそろえて3カ月以内申請が必要です。各軽減の種類は次の通りです。

①耐震改修住宅軽減②バリアフリー改修住宅軽減③省エネ改修住宅軽減

詳しくは課税課家屋資産税係 ☎470・7777(内線2342)2344へ。

介護サービスにおける利用者負担の軽減制度について

高額介護サービス費の限度額が8月から一部変わります

1カ月に利用した介護サービスの利用者負担額が高額になり、限度額を超えたときは、超えた分が高額介護サービス費として後から給付されます。事前の申請は不要です。対象となった方には、介護サービス利用月から最長で3カ月後に市から申請書を送付しますので、介護福祉課に申請してください。なお、一度申請すると振込口座が登録されますので、次回以降は申請をしなくても継続して口座に振り込みます。

3年8月利用分より、現役並み所得者相当の方の区分が細分化され、限度額の一部が変わります(表1参照)。

「申請に必要な書類」▼介護保険負担限度額認定申請書兼同意書▼身元確認のできる書類(介護保険被保険者証など)▼マイナンバー確認のできる書類(マイナンバーカードなど)▼通帳の写し(銀行名、口座番号、名義人のわかる部分、直近2カ月以内に記帳した最終残高のページ)▼その他、預貯金などに含まれるもの(有価証券・投資信託などが確認できる書類)

施設サービスなどを利用している方のうち、要件に当てはまる方は、居住費・食費が

3年度国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の新型コロナウイルス感染症に係る減免制度について

新型コロナウイルス感染症(以下「感染症」)の影響により収入が減少した方などは、申請により、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の減免が受けられる場合があります。概要については次の通りです。

※本概要は3年度分の保険料(料)についての内容です。

【対象】感染症の影響で収入が減少したなどの事情により、税(料)の納付が困難であると認められる方または世帯【要件】次のいずれかに該当する方

更新の方には申請書を送付します。現在、有効期限が7月31日までの負担限度額認定証をお持ちで、更新対象となる方には、6月末までに「更新申請のお知らせ(申請書同封)」を送付しますので、介護福祉課に申請してください。

【住民税課税世帯における特例減額措置】住民税課税世帯でも、要件に当てはまる方は、居住費か食費、またはその両方について、第3段階の負担限度額を適用します。

【要件】次の①～⑥のすべてに該当する方

表1 高額介護サービス費における利用者負担額の限度額(月額)

区分	限度額(7月利用分まで)	限度額(8月利用分から)	
			医療保険制度における現役並み所得者相当※
住民税課税世帯	4万4,400円(世帯)	4万4,400円(世帯)	
世帯全員が住民税非課税	2万4,600円(世帯)	2万4,600円(世帯)	
・老齢福祉年金受給者	2万4,600円(世帯)	2万4,600円(世帯)	
・前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下等	1万5,000円(個人)	1万5,000円(個人)	
生活保護受給者等	1万5,000円(個人)	1万5,000円(個人)	

※同一世帯内に課税所得145万円以上の第1号被保険者(65歳以上)がいる方。ただし、単身世帯で収入が383万円未満、第1号被保険者(65歳以上)の方が2人以上の世帯で、収入の合計が520万円未満の場合は、「住民税課税世帯」に区分されます。

表2 1日あたりの居住費(部屋代)・食費の負担限度額(8月利用分から)

所得区分	利用料負担段階	居住費(部屋代)		食費		
		ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	施設サービス	短期入所サービス	
課税世帯	基準費用額(※1)	2,006円	1,668円	1,668円(1,171円)	377円(855円)	1,445円
	第4段階	軽減なし(施設との契約額を支払います)				
非課税世帯	第3段階②	1,310円	1,310円	1,310円(820円)	370円	1,360円
	第3段階①	1,310円	1,310円	1,310円(820円)	370円	650円
	第2段階	820円	490円	490円(420円)	370円	390円
生活保護受給者等	第1段階	820円	490円	490円(320円)	0円	300円

(※1) 基準費用額とは、施設の平均的な費用をもとに国が算定したものです。
(※2) カッコ内は、介護老人福祉施設に入所または短期入所サービスを利用した場合の金額です。

うち、要件に当てはまる方は、介護サービスの利用者負担額などが軽減されます。ただし、都と市に軽減実施の申し出をした介護サービス事業者などが提供するサービスが対象です。この軽減を受けるには申請が必要です。

【軽減内容】利用者負担額など(介護サービス費・居住費・食費)を25%(老齢福祉年金受給者は50%)軽減。生活保護受給者は居住費のみ全額軽減。

【要件】次の①～⑥のすべてに該当する方

表3 預貯金等の基準(8月利用分から)

段階	基準
第3段階②	単身で500万円以下、夫婦で1,500万円以下
第3段階①	単身で550万円以下、夫婦で1,550万円以下
第2段階	単身で650万円以下、夫婦で1,650万円以下
第1段階	単身で1,000万円以下、夫婦で2,000万円以下

※第2号被保険者(65歳未満)の方の基準は、収入等に関係なく単身で1,000万円以下、夫婦で2,000万円以下です。

※1) 基準費用額とは、施設の平均的な費用をもとに国が算定したものです。 ※2) カッコ内は、介護老人福祉施設に入所または短期入所サービスを利用した場合の金額です。

する方または世帯

①感染症によりその属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った場合

②感染症の影響により主たる生計維持者の3年中の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入(以下「事業収入等」)が減少することが見込まれ、かつ次の要件をすべて満たす場合▼事業収入等の減少額が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上▼減少が見込まれる事業収入等の所得以外の前年所得の合計が

400万円以下▼前年の所得金額の合計額が1000万円以下(介護保険料の減免を除く)

【減免額】所得に応じた減免割合を乗じた額

【注意】前述の要件を満たしていても、他の制度の軽減などを受けている場合や前年の所得状況などにより、減免が適用されない場合があります。

※市ホームページの「新型コロナウイルス感染症に関連する情報」のページから、税(料)の減免制度に関する詳細をご覧ください。

詳しくは、国民健康保険税は保険年金課国民健康保険係 ☎470・7733、後期高齢者医療保険料は同課高齢者医療係 ☎470・7846、介護保険料は介護福祉課 ☎470・7777(内線4910・4911)へ。

▲新型コロナウイルス感染症に関連する情報のページ